

設 計 図 書 等 回 答 書

令和 7（2025）年 9 月 8 日

下記案件についての質問に対する回答は、以下のとおりです。

記

案件名	令和 7 年国勢調査に係るノート型パソコン賃貸借
質 問 内 容	
(1) 利用が不可能・安定しない場合、同等品への交換対応では可能でしょうか。 軽微なドライバー等の不具合であれば修復も可能かと存じますが、ご利用期間が限られており、交換対応も可能な認識か？別な理由で不可なのか確認したく、ご質問宜しくお願い致します。	
回 答	
(1) 修繕に関して、既存機器の状況によっては交換対応とすることも可能ですが、以下の点について御承知おきください。 ① 仕様書に定める規格内のものと交換すること。 ② 交換対象となった端末についても、アクセスログ等のデータ消去対象となること。	